

**秋田地方最低賃金審議会**  
**令和2年度第3回 秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金専門部会議事要旨**

1 日 時 令和2年10月13日(火) 12:55～14:30

2 場 所 秋田第2合同庁舎 会議室

3 出席者 公益委員 3名  
労働者側委員 3名  
使用者側委員 3名

4 議 題

- (1) 秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定に関する金額審議について
- (2) その他

5 議事要旨

- (1) 事務局から資料により関係業種の全国の答申状況の説明があった後、金額審議について個別協議(公労会議、公使会議)を行った。その結果、労働者側、使用者側の合意が見られ、秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金について、4円引上げて時間額を895円とすることで全会一致したことから、審議会令第6条第5項を適用し、本専門部会の決議をもって秋田地方最低賃金審議会の決議とし、秋田労働局長に答申した。
- (2) 事務局から後日答申内容の記者発表を行う旨説明があった。